

青森県報

第二百二十三号

令和二年
十月二十一日
(水曜日)

目次

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) ……	一
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	一

公 告

○肥料登録の有効期間の更新……………	(食の安全・安心推進課) ……	二
○農用地利用配分計画の認可……………	(構造政策課) ……	二
○都市計画公聴会の開催……………	(都市計画課) ……	三
○建設業者の許可の取消し……………	(三八地域) ……	四
○右……………	(同上) ……	四
○右……………	(同上) ……	五
○右……………	(同上) ……	五
○土地改良区の定款変更の認可……………	(中南地域) ……	五

告

示

青森県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
柴田歯科医院	弘前市大字賀田一丁目二〇の二	令和 二・九・一
ハッピー調剤薬局十和田西金崎店	十和田市西二十三番町六〇の一九	二・一〇・一

青森県告示第七百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
柴田歯科医院	弘前市大字賀田一丁目二〇の二	令和 二・九・一
ハッピー調剤薬局十和田西金崎店	十和田市西二十三番町六〇の一九	二・一〇・一

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和二年十月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四六号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 混合有機 一・五 〇・五	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 片倉コープア グリ株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目八の一〇
----------------------	----------------------	-----------------------------	---	----------------------------	--

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年十月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 木村 健一	住所又は所在地 青森市	賃借権の設定等を受ける者 賃借権の設定等を受ける土地 青森市浪岡大字杉沢字小板橋一の一の三 ほか二筆
-----------------	----------------	---

名越 純一	弘前市	弘前市大字原ケ平字山中一八の九の一のうち
株式会社RED A PPLF	弘前市	弘前市大字中別所字向野一三五の四ほか一筆
農事組合法人山本 牧場	三沢市	八戸市大字鮫町字大草離九五の一ほか一筆
農事組合法人山本 牧場	三沢市	八戸市大字鮫町字大草離一一四の一
株式会社アグリ・ ザ・エイト	三戸郡五戸町	三戸郡五戸町大字浅水字堀切二三四
其田 凡	五所川原市	五所川原市大字下岩崎字駒返八二の一ほか一筆
其田 凡	五所川原市	五所川原市大字飯詰字影日沢九一の一ほか二筆
其田 凡	五所川原市	五所川原市大字飯詰字影日沢一二二ほか九筆
其田 凡	五所川原市	五所川原市大字毘沙門字熊石二八三ほか三筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字千本一三七七ほか三筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五四八ほか四筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字千本一〇〇九ほか四筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字毘沙門字中熊石四〇六ほか三筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五二二の一ほか六筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五三二ほか八筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五一三ほか三筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五二〇ほか三筆

株式会社西村牧場	八戸市	上北郡おいらせ町豊栄一丁目一八四七 ほか一筆
神 昌憲	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一四 二ほか四筆
神 昌憲	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一二 一の二
外崎 満幸	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂八ほ か五筆
成田 昭	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂三五 の一ほか一筆
中畑 茂則	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島五七 の一ほか四筆
外崎 秀明	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢一九 八の一
荒関 正春	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島一五 の二ほか三筆
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字千本一一四六
長尾 憲	五所川原市	五所川原市大字川山字森内五〇〇

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により東北都市計画区域及び上北都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十一月二十四日 午後二時から

二 開催の場所

東北町役場本庁舎二階会議室 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
三 案件

東北都市計画区域及び上北都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、東北町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十一月十一日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の
東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

2 閲覧期間

東北町企画課

令和二年十月二十九日から同年十一月十一日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

東北都市計画区域及び北上都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所
氏 名

印

意見の要旨及びその理由

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社金澤鉄工
- 二 代表者の氏名 荒谷尚吾
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字小峠三の二四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一五九一八号
- 五 取消年月日 令和二年九月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東陽工業株式会社
- 二 代表者の氏名 川村義彦
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平五九五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一六六六号

五 取消年月日 令和二年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社エイベック

二 代表者の氏名 中野徹

三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町三丁目八の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇五八四号

五 取消年月日 令和二年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社エイベック

二 代表者の氏名 中野徹

三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町三丁目八の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇五八四号

五 取消年月日 令和二年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を令和二年十月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十月二十一日

中南地域県民局長 神 登 喜 彦

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円